

量変更費用を最初に支出した日（以下この項において「最初の支出日」という。）以後に終了する連結事業年度（当該最初の支出日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、当該最初の支出日後最初に連結事業年度に該当することとなつた連結事業年度以後の連結事業年度）に限る。）終了の日において、前連結事業年度等から繰り越された当該熱量変更計画に係るガス熱量変更準備金の金額がある場合には、当該ガス熱量変更準備金の金額については、次の各号に掲げる金額のうち最も多い金額（当該金額が当該連結事業年度終了の日における前連結事業年度等から繰り越された当該熱量変更計画に係るガス熱量変更準備金の金額を超える場合には、当該ガス熱量変更準備金の金額）に相当する金額を、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一〇三 省略

5 第一項のガス熱量変更準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条の二第一項のガス熱量変更準備金を含む。）を積み立ててゐる連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（適格合併により一般ガス事業を移転する場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、同号に規定する合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一〇五 省略

6-8 省略

9 第六十八条の四十三第十項及び第十一項の規定は、第一項のガス熱量変更準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条の二第一項のガス熱量変更準備金を含む。）を積み立ててゐる連結親法人又はその連結子法人が適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。）により合併法人に一般ガス事業を移転した場合について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十一項中「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十六条の二第十項において準用する第五十五条第十一項」と、「第三項の」とあるのは「第六十八条の四十九第一項及び第四項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十一項」とあるのは「第五十六条の二第十項において準用する第五十五条第十一項」と、「第三項中」とあるのは「第六十八条の四十九第一項及び第四項中」と、「当該各連結事業年度」とあるのは「当該連結事業年度」と読み替えるものとする。

量変更費用を最初に支出した日（以下この項において「最初の支出日」という。）以後に終了する連結事業年度（当該最初の支出日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、当該最初の支出日後最初に連結事業年度に該当することとなつた連結事業年度以後の連結事業年度）に限る。）終了の日において、前連結事業年度等から繰り越された当該熱量変更計画に係るガス熱量変更準備金の金額がある場合には、当該ガス熱量変更準備金の金額については、次の各号に掲げる金額のうち最も多い金額（当該金額が当該連結事業年度終了の日における前連結事業年度等から繰り越された当該熱量変更計画に係るガス熱量変更準備金の金額を超える場合には、当該ガス熱量変更準備金の金額）に相当する金額を、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一〇三 同上

5 第一項のガス熱量変更準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条の三第一項のガス熱量変更準備金を含む。）を積み立ててゐる連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（適格合併により一般ガス事業を移転する場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、同号に規定する合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一〇五 同上

6-8 同上

9 第六十八条の四十三第十項及び第十一項の規定は、第一項のガス熱量変更準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十六条の三第一項のガス熱量変更準備金を含む。）を積み立ててゐる連結親法人又はその連結子法人が適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。）により合併法人に一般ガス事業を移転した場合について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十一項中「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十六条の三第十項において準用する第五十五条第十一項」と、「第三項の」とあるのは「第六十八条の四十九第一項及び第四項の」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十一項」とあるのは「第五十六条の三第十項において準用する第五十五条第十一項」と、「第三項中」とあるのは「第六十八条の四十九第一項及び第四項中」と、「当該各連結事業年度」とあるのは「当該連結事業年度」と読み替えるものとする。

(電子計算機買戻損失準備金)

第六十八条の五十 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第五十七条第一項に規定する電子計算機（以下この条において「電子計算機」という。）の製造又は販売の事業を営むものが、平成十四年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度において、電子計算機の特別買戻損失の補てんに充てるため、当該連結事業年度の特定電子計算機貸付会社に対する電子計算機の販売に係る収入金額（合併（適格合併を除く。）及び分割型分割（適格分割型分割を除く。）により特定電子計算機貸付会社に對して販売した電子計算機の買戻しを行わないこととなる場合におけるその電子計算機の販売に係る収入金額を除く。）で第三項に規定する政令で定める特約に係るものとの合計額と最近における当該特別買戻損失の実績とを基礎として政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により電子計算機買戻損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

213 省略

第六十八条の五十一及び第六十八条の五十二 削除

(電子計算機買戻損失準備金)

第六十八条の五十 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で第五十七条第一項に規定する電子計算機（以下この条において「電子計算機」という。）の製造又は販売の事業を営むものが、平成十四年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度において、電子計算機の特別買戻損失の補てんに充てるため、当該連結事業年度の特定電子計算機貸付会社に対する電子計算機の販売に係る収入金額（合併（適格合併を除く。）及び分割型分割（適格分割型分割を除く。）により特定電子計算機貸付会社に對して販売した電子計算機の買戻しを行わないこととなる場合におけるその電子計算機の販売に係る収入金額を除く。）で第三項に規定する政令で定める特約に係るものとの合計額と最近における当該特別買戻損失の実績とを基礎として政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により電子計算機買戻損失準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

213 同上

第六十八条の五十一 削除

(日本国際博覧会出展準備金)

第六十八条の五十二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で国際博覧会に関する条約の適用を受けて開催される二千五年日本国際博覧会を主催する団体その他の政令で定めるものとの間に当該博覧会への出展参加契約を締結したものが、平成十四年七月一日から平成十七年三月二十四日までの期間内の日を含む各連結事業年度（以下この項において「適用年度」という。）において、その出展により生ずる政令で定める費用又は損失（以下この項及び次項において「出展費用等」という。）の支出又は補てんに充てるため、当該出展費用等の額（合併（適格合併を除く。）及び分割型分割（適格分割型分割を除く。）により当該博覧会への出展をしないこととなつた場合における当該出展費用等の額を除く。）として政令で定めるところにより計算した金額に当該適

用年度（当該出展参加契約を締結した日（その日が平成十四年七月一日前である場合には、同日）前の期間及び平成十七年三月二十五日以後の期間を除く。）の月数を乗じてこれを三十三で除して計算した金額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により日本国際博覽会出展準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2| 前項の日本国際博覽会出展準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の二第一項の日本国際博覽会出展準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度において、出展費用等の額で当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額がある場合には、その出展費用等の生じた日における日本国際博覽会出展準備金の金額（その日において同条第一項の日本国際博覽会出展準備金の金額（以下この項において「単体日本国際博覽会出展準備金の金額」という。）がある場合には当該単体日本国際博覽会出展準備金の金額を含むものとし、その日までにこの項又は次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額（同条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には当該金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）のうち当該損金の額に算入される金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3| 第一項の日本国際博覽会出展準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の二第一項の日本国際博覽会出展準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（適格合併又は適格分割型分割により二千五年日本国際博覽会への出展をしないこととなつた場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、同号に規定する合併又は分割型分割の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。
一| 二千五年日本国際博覽会への出展をしないこととなつた場合（次号に該当する場合を除く。）その出展をしないこととなつた日における日本国際博覽会出展準備金の金額
二| 合併又は分割型分割（連結子法人が被合併法人となる合併にあつてはその合併の日が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始

の日（以下この条において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該合併に、分割型分割にあつてはその分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に、それぞれ限るものとする。）により二千五年日本国際博覧会への出展をしないこととなつた場合、その合併又は分割型分割の直前の日本国際博覧会出展準備金の金額

三 当該連結親法人又はその連結子法人の平成十八年三月二十四日を含む連結事業年度終了の日において日本国際博覧会出展準備金を積み立てている場合、その終了の日における日本国際博覧会出展準備金の金額

四

解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の解散にあつてはその解散の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）その解散の日

におけるその解散した連結親法人又は当該連結子法人の有する日本国際博覧会出展準備金の金額

五

前項及び前各号の場合において日本国際博覧会出展準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における日本国際博覧会出展準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

四

第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

五

第一項の規定は、同項に規定する連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人又は同項に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人については、適用しない。

六

第六十八条の四十四第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

七

第六十八条の四十三第十項の規定は、第一項の日本国際博覧会出展準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の二第一項の日本国際博覧会出展準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が被合併法人となる適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併については、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。）が行われた場合について準用する。

八

前項において準用する第六十八条の四十三第十項又は第五十七条の二第八項において準用する第五十五条第十一項の場合において、これらの規定に規定する適格合併に係る合併法人（当該適格合併後において連結法人に該当するものに限る。）が当該適格合併の日を含む連結事業年度終了の日までに第一項に規定する二千五年日本国際博覧会への出展参加契約を締結した者でないときは、当該連結事

業年度終了の日における日本国際博覧会出展準備金の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

9 第一項の日本国際博覧会出展準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の二第一項の日本国際博覧会出展準備金を含む。）を積み立ててある連結親法人又はその連結子法人が適格分割型分割（その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）により二千五年日本国際博覧会への出展をしないこととなつた場合（当該適格分割型分割に係る分割承継法人が当該日本国際博覧会出展準備金を積み立ててある連結親法人又はその連結子法人がしないこととなつた当該出展をすることとなつた場合に限る。）には、その適格分割型分割直前における当該日本国際博覧会出展準備金の金額は、当該分割承継法人に引き継ぐものとする。この場合において、その分割承継法人が引継ぎを受けた日本国際博覧会出展準備金の金額は、当該分割承継法人がその適格分割型分割の日ににおいて有する第一項の日本国際博覧会出展準備金の金額（当該分割承継法人の当該適格分割型分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない事業年度である場合には、同条第一項の日本国際博覧会出展準備金の金額）とみなす。

10 前項又は第五十七条の二第九項の場合において、これらの規定に規定する適格分割型分割に係る分割承継法人（当該適格分割型分割後において連結法人に該当するものに限る。）が当該適格分割型分割の日を含む連結事業年度終了の日までに第一項に規定する二千五年日本国際博覧会への出展参加契約を締結した者でないときは、当該連結事業年度終了の日における日本国際博覧会出展準備金の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

11 第七項の適格合併に係る合併法人又は第九項の適格分割型分割に係る分割承継法人（当該適格合併又は適格分割型分割後において連結法人に該当するものに限る。）の当該適格合併又は当該適格分割型分割の日を含む連結事業年度における第一項に規定する適用年度の月数、同項から第三項まで、第八項及び前項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（使用済燃料再処理準備金）

第六十八条の五十三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結法人で、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積

（使用済核燃料再処理準備金）

第六十八条の五十三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結法人で電気事業法第二条第一項第一号に規定する一般電気事業又は同項

立て及び管理に関する法律第七条第一項に規定する特定実用発電用原子炉設置者等であるものが、各連結事業年度において、第五十七条の三第一項に規定する使用済燃料（以下この条において「使用済燃料」という。）の同項に規定する再処理等（次項において「再処理等」という。）に要する費用の支出に充てるため、当該連結事業年度において同法第三条第一項、第二項及び第七項の規定により同条第二項に規定する資金管理法人に使用済燃料再処理等積立金として積み立てた金額（同法第八条の規定により積み立てたものとみなされた金額（適格合併により移転を受けた金額を除く。）を含む。）に相当する金額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により使用済燃料再処理準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該積立てをした連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2) 前項の使用済燃料再処理準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の三第一項の使用済燃料再処理準備金を含む。）を積み立てた連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度に使用済燃料について積み立てた金額が、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額がある場合において、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第七条第一項の規定により同条第二項に規定する承認を受けた同項の取戻しに関する計画に従つて使用済燃料再処理等積立金の取戻しをしたときは、その取戻しをした日における使用済燃料再処理準備金の金額（その日において第五十七条の三第一項の使用済燃料再処理準備金の金額（以下この項において「単体使用済燃料再処理準備金の金額」という。）がある場合には当該単体使用済燃料再処理準備金の金額を含むものとし、その日までにこの項又は次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額（同条第二項又は第三項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合には当該金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）のうちその取戻しをした使用済燃料再処理等積立金の額に相当する金額は、その取戻しをした日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3) 第一項の使用済燃料再処理準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の三第一項の使用済燃料再処理準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（適格合併により使用済燃料に係る使用済燃料再処理等積立金を移転する場合を除く。）に該

第三号に規定する卸電気事業を営むものが、各連結事業年度において、原子力発電用原子炉に燃料として使用した第五十七条の三第一項に規定する使用済核燃料（以下この条において「使用済核燃料」という。）の同項に規定する再処理費（以下この項及び次項において「再処理費」という。）の支出に充てるため、次に掲げる金額のうちいすれか少ない金額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益の処分により積立金として積み立てた方法を含む。）により使用済核燃料再処理準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

イイに掲げる金額から口に掲げる金額を控除した金額

イ 当該連結親法人又はその連結子法人が当該連結事業年度終了の日において回収される有用物質の価額の合計額を控除した金額として政令で定める金額による使用済核燃料の再処理費の総額から当該使用済核燃料の再処理に伴い回収される有用物質の価額の合計額を控除した金額として政令で定める金額により当該連結親法人又はその連結子法人が前連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該連結親法人又はその連結子法人のその前日を含む事業年度。以下この条において「前連結事業年度等」という。）終了の日において有していた使用済核燃料の再処理費の総額から当該使用済核燃料の再処理に伴い回収される有用物質の価額の合計額を控除した金額として政令で定める金額（当該連結事業年度において次項の規定により益金の額に算入された、又は算入されるべきこととなつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額）

二 前号イに掲げる金額の百分の六十に相当する金額（第三項において「累積限度額」という。）から、当該連結事業年度終了の日における前連結事業年度等から繰り越された使用済核燃料再処理準備金の金額（その日において第五十七条の三第一項の使用済核燃料再処理準備金を積み立てている当該連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された同項の使用済核燃料再処理準備金の金額（以下この号において「単体使用済核燃料再処理準備金の金額」という。）がある場合には当該単体使用済核燃料再処理準備金の金額を含むものとし、その日までに次項若しくは第四項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第二項又は第四項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度等の終了の日までに第三項の規定により益金の額に算入された金額（同条第三項の規定に

当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度（第二号イに掲げる場合にあつては、同号イに規定する合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 前項の取戻しをした場合以外の場合において、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第七条第一項の規定により使用済燃料再処理等積立金の全部又は一部の取戻しをした場合、その取戻しをした日における使用済燃料再処理準備金の金額のうちその取戻しをした日における使用済燃料再処理等積立金の額に相当する金額

二 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律第八条の規定により使用済燃料再処理等積立金の全部又は一部を有しないこととなつた場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日が法移転したことにより当該使用済燃料再処理等積立金を有しないこととなつた場合） その合併の直前における使用済燃料再処理準備金の金額

ロ イに掲げる場合以外の場合 その有しないこととなつた日における使用済燃料再処理準備金の金額のうちその有しないこととなつた使用済燃料再処理等積立金の額に相当する金額

三 解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の解散にあつてはその解散の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。） その解散の日における使用済燃料再処理準備金の金額

四 前項及び前三号の場合において使用済燃料再処理準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における当該使用済燃料再処理準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

4

第一項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人の次の各号に掲げる連結事業年度における当該各号に定める連結法人については、適用しない。

一 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度 当該連結親法人

二 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度 その解散した連結子法人

三 合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む連結事業年度 当該合併に係る

より益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）を控除した金額

2 前項の使用済核燃料再処理準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の三第一項の使用済核燃料再処理準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度において、使用済核燃料について生じた再処理費の額で当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される金額がある場合には、その費用の生じた日における使用済核燃料再処理準備金の金額のうち当該再処理費の額に対応する部分の金額として政令で定める金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

3 第一項の使用済核燃料再処理準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の三第一項の使用済核燃料再処理準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度終了の日における前連結事業年度等から繰り越された使用済核燃料再処理準備金の金額が累積限度額を超えるときは、当該使用済核燃料再処理準備金の金額のうちその超える金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の使用済核燃料再処理準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の三第一項の使用済核燃料再処理準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（適格合併により合併法人に使用済核燃料を移転した場合を除く。）に該当することとなつた場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなつた日を含む連結事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、同号に規定する合併の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 第一項に規定する一般電気事業又は卸電気事業を廃止した場合 当該廃止の日における使用済核燃料再処理準備金の金額

二 合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日（第七項において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該合併に限る。）により合併法人に使用済核燃料を移転した場合 その合併直前における使用済核燃料再処理準備金の金額

三 解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の解散にあつてはその解散の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）の解散の日における使用済核燃料再処理準備金の金額

被合併法人である連結法人

5 第六十八条の四十四第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

6 第六十八条の四十三第十項の規定は、第一項の使用済燃料再処理準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の三第一項の使用済燃料再処理準備金を含む。）を積み立ててある連結親法人又はその連結子法人が適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。）により合併法人に使用済燃料を移転した場合について準用する。

7 第一項から第三項までの規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他前各項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

はその解散の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。）その解散の日におけるその解散した連結親法人又は当該連結子法人の有する使用済核燃料再処理準備金の金額

四 前二項及び前三号の場合以外の場合において使用済核燃料再処理準備金の金額を取り崩した場合 その取り崩した日における使用済核燃料再処理準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

5 第一項の規定は、同項に規定する連結親法人又はその連結子法人の次の各号に掲げる連結事業年度における当該各号に定める連結法人については、適用しない。

一 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度 当該連結親法人
二 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度 その解散した連結子法人
三 合併（適格合併を除く。）の日の前日を含む連結事業年度 当該合併に係る被合併法人である連結法人

6 第六十八条の四十四第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

7 第六十八条の四十三第十項及び第十一項前段の規定は、第一項の使用済核燃料再処理準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条の三第一項の使用済核燃料再処理準備金を含む。）を積み立ててある連結親法人又はその連結子法人が適格合併（連結子法人が被合併法人となる合併にあつては、その合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該合併に限る。）により合併法人に使用済核燃料を移転した場合について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第十一項前段中「第五十五条第十一項」とあるのは「第五十七条の三第八項において準用する第五十五条第十一項」と、「第三项」とあるのは「第六十八条の五十三第一項及び第三項」と、「同項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十一項」とあるのは「第五十七条の三第八項において準用する第五十五条第十一項」と読み替えるものとする。

8 第一項に規定する連結親法人又はその連結子法人の前連結事業年度等から繰り越された使用済核燃料再処理準備金の金額につき第二項の規定の適用を受けることによりその全額を有しないこととなつた連結事業年度における第一項第一号口に掲げる金額の計算、同項から第四項までの規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他前各項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

(中小連結法人等の貸倒引当金の特例)

第六十八条の五十九 省 略

2 連結親法人である法人税法第二条第七号に規定する協同組合等の平成十四年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の連結所得の金額に係る同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合には、同法第五十二条第二項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（当該内国法人が租税特別措置法第六十八条の五十九第一項（中小連結法人等の貸倒引当金の特例）の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する政令で定める割合を乗じて計算した金額）」の百分の百十六に相当する金額」として計算するものとする。

(農用地利用集積準備金)

第六十八条の六十四 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で平成十四年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度終了の日において第六十一条の二第一項に規定する特定農用地利用規程（以下この項及び第三項において「特定農用地利用規程」という。）に定める同条第一項に規定する特定農業法人（第三項において「特定農業法人」という。）に該当するものが、当該連結事業年度において、同条第一項に規定する農用地について当該特定農用地利用規程の定めるところに従い同項に規定する利用権の設定等又は農作業の委託を受けるために要する費用の支出に備えるため、当該連結事業年度の農業に係る収入金額として政令で定める金額の百分の九に相当する金額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てたときは、当該積み立てる方法を含む。）により農用地利用集積準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

218 省 略

(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)

第六十八条の六十七 省 略

214 省 略

5 第一項の規定のある場合には、次に定めるところによる。

〔第六十八条の九から第六十八条の十五の二までの規定の適用については、第六十

(中小連結法人等の貸倒引当金の特例)

第六十八条の五十九 同 上

2 連結親法人である法人税法第二条第七号に規定する協同組合等の平成十四年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の連結所得の金額に係る同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合には、同法第五十二条第二項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（当該内国法人が租税特別措置法第六十八条の五十九第一項（中小連結法人等の貸倒引当金の特例）の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する政令で定める割合を乗じて計算した金額）」の百分の百十六に相当する金額」として計算するものとする。

(農用地利用集積準備金)

第六十八条の六十四 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で平成十四年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度終了の日において第六十一条の二第一項に規定する特定農用地利用規程（以下この項及び第三項において「特定農用地利用規程」という。）に定める同条第一項に規定する特定農業法人（第三項において「特定農業法人」という。）に該当するものが、当該連結事業年度において、同条第一項に規定する農用地について当該特定農用地利用規程の定めるところに従い同項に規定する利用権の設定等又は農作業の委託を受けるために要する費用の支出に備えるため、当該連結事業年度の農業に係る収入金額として政令で定める金額の百分の九に相当する金額以下の金額を損金経理の方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てたときは、当該積み立てる方法を含む。）により農用地利用集積準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

218 同 上

(使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例)

第六十八条の六十七 同 上

214 同 上

5 同 上

〔第六十八条の九から第六十八条の十五の二までの規定の適用については、第六十

六十八条の九第一項、第六十八条の十二第二項、第六十八条の十一第二項、第六十八条の十二第二項、第六十八条の十三第一項及び第六十八条の十四第二項中「並びに第六十八条の十五の二」とあるのは、「第六十八条の十五の二並びに第六十八条の六十七第一項」と、第六十八条の十五第六項中「並びに次条」とあるのは、「次条並びに第六十八条の六十七第一項」と、第六十八条の十五の二第一項中「並びに前条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」とあるのは、「前条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」とする。

6・7 省略

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第六十八条の六十八 省略

2・6 省略

7 第五項の規定(連結事業年度に該当しない事業年度における土地等の譲渡については、第六十二条の三第五項の規定)の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした同条第四項第十一号から第十四号までの造成又は同項第十五号若しくは第十六号の建設を行うこれらの規定に規定する個人又は法人は、当該譲渡の全部又は一部が予定期間(同条第五項に規定する予定期間をいう。次項において同じ。)内に同条第四項第十一号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなつた場合には、当該適用に係る土地等の譲渡をした連結親法人又はその連結子法人に対し、遅滞なく、その該当することとなつた当該土地等の譲渡についてその該当することとなつたことを証する財務省令で定める書類を交付しなければならない。

8 第五項の規定(連結事業年度に該当しない事業年度における土地等の譲渡については、第六十二条の三第五項の規定)の適用を受けた土地等の譲渡(当該連結親法人又はその連結子法人が合併法人である場合には、当該合併に係る被合併法人が第五項の規定(当該被合併法人の連結事業年度に該当しない事業年度における土地等の譲渡にあつては、同条第五項の規定)の適用を受けた土地等の譲渡を含む。)の全部又は一部が予定期間の末日において同条第四項第十一号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当しない場合には、当該連結親法人に対しても課する同日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十

八条の九第一項、第六十八条の十二第二項、第六十八条の十一第二項、第六十八条の十二第二項及び第六十八条の十三第一項中「並びに第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに第六十八条の六十七第一項」と、第六十八条の十四第二項中「並びに次条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」とあるのは、「前条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに第六十八条の六十七第一項」と、第六十八条の十五第六項中「並びに前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」とあるのは、「前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第六十八条の六十七第一項」とする。

6・7 同上

(土地の譲渡等がある場合の特別税率)

第六十八条の六十八 同上

2・6 同上

7 第五項の規定(連結事業年度に該当しない事業年度における土地等の譲渡については、第六十二条の三第五項の規定)の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした同条第四項第十一号から第十三号までの造成又は同項第十四号若しくは第十五号の建設を行うこれらの規定に規定する個人又は法人は、当該譲渡の全部又は一部が予定期間(同条第五項に規定する予定期間をいう。次項において同じ。)内に同条第四項第十一号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなつた場合には、当該適用に係る土地等の譲渡をした連結親法人又はその連結子法人に対し、遅滞なく、その該当することとなつた当該土地等の譲渡についてその該当することとなつたことを証する財務省令で定める書類を交付しなければならない。

8 第五項の規定(連結事業年度に該当しない事業年度における土地等の譲渡については、第六十二条の三第五項の規定)の適用を受けた土地等の譲渡(当該連結親法人又はその連結子法人が合併法人である場合には、当該合併に係る被合併法人が第五項の規定(当該被合併法人の連結事業年度に該当しない事業年度における土地等の譲渡にあつては、同条第五項の規定)の適用を受けた土地等の譲渡を含む。)の全部又は一部が予定期間の末日において同条第四項第十一号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当しない場合には、当該連結親法人に対しても課する同日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十

十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第十一項及び第十二項、前条第一項、第一項、次条第一項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他の法人税に関する法令の規定にかかるわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに算出した当該土地等の譲渡に係る譲渡利益金額の合計額に、それぞれ百分の五の割合を乗じて計算した金額として政令で定める金額の合計額を加算した金額とする。

9 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が土地等の譲渡（第三項及び第四項の規定に該当する土地等の譲渡（第六十二条の三第三項及び第四項の規定に該当する土地等の譲渡を含む。）を除く。）をした場合（第六十八条の七十一第五項又は第六十四条の二第四項の規定によりこれらの規定に規定する合併法人等である連結法人が当該土地等の譲渡をしたその適格合併等（これらの規定に規定する適格合併等をいう。）に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人からこれらの規定に規定する特別勘定の金額の引継ぎを受けた場合その他の政令で定める場合を含む。）における第一項の規定の適用については、当該土地等の譲渡につき法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第五十条の規定又は第六十八条の七十から第六十八条の七十六まで若しくは第六十八条の七八から第六十八条の八十五の二までの規定により損金の額に算入された金額（第六十八条の七十七の規定により損金の額に算入されなかつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において「損金算入額」という。）があるときは、当該損金算入額に相当する金額を当該連結事業年度における当該連結親法人又はその連結子法人の譲渡利益金額から控除するものとし、当該土地等の譲渡につき第六十八条の七十一第十項から第十二項まで（これらの規定を第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十八条の七十八第四項（第六十八条の七十九第十四項において準用する場合を含む。）、第六十八条の七十八第十二項（第六十八条の七十九第十五項において準用する場合を含む。）、第六十八条の七十九第十項から第十二項まで、第六十八条の八十三第十一項から第十三項まで又は第六十八条の八十五第十一項から第十三項までの規定により益金の額に算入された金額があるときは、当該金額に相当する金額を当該連結事業年度における当該連結親法人又はその連結子法人の譲渡利益金額に加算するもの

一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第六項及び第七項、第六十八条の十二第六項及び第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第六項及び第七項、第六十八条の十五第十一項及び第十二項、前条第一項、第一項、次条第一項、第六十八条の百第一項並びに第六十八条の百八第一項その他の法人税に関する法令の規定にかかるわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに算出した当該土地等の譲渡に係る譲渡利益金額の合計額に、それぞれ百分の五の割合を乗じて計算した金額として政令で定める金額の合計額を加算した金額とする。

9 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が土地等の譲渡（第三項及び第四項の規定に該当する土地等の譲渡（第六十二条の三第三項及び第四項の規定に該当する土地等の譲渡を含む。）を除く。）をした場合（第六十八条の七十一第五項又は第六十四条の二第四項の規定によりこれらの規定に規定する合併法人等である連結法人が当該土地等の譲渡をしたその適格合併等（これらの規定に規定する適格合併等をいう。）に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人からこれらの規定に規定する特別勘定の金額の引継ぎを受けた場合その他の政令で定める場合を含む。）における第一項の規定の適用については、当該土地等の譲渡につき法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第五十条の規定又は第六十八条の七十から第六十八条の七十六まで若しくは第六十八条の七八から第六十八条の八十五の二までの規定により損金の額に算入された金額（第六十八条の七十七の規定により損金の額に算入されなかつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において「損金算入額」という。）があるときは、当該損金算入額に相当する金額を当該連結事業年度における当該連結親法人又はその連結子法人の譲渡利益金額から控除するものとし、当該土地等の譲渡につき第六十八条の七十一第十項から第十二項まで（これらの規定を第六十八条の七十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十八条の七十八第四項（第六十八条の七十九第十四項において準用する場合を含む。）、第六十八条の七十八第十二項（第六十八条の七十九第十五項において準用する場合を含む。）、第六十八条の七十九第十項から第十二項まで、第六十八条の八十三第十一項から第十三項まで又は第六十八条の八十五第十一項から第十三項までの規定により益金の額に算入された金額があるときは、当該金額に相当する金額を当該連結事業年度における当該連結親法人又はその連結子法人の譲渡利益金額に加算するもの

ものとする。

- 10 省略
11 第一項又は第八項の規定がある場合には、次に定めるところによる。

一 省略

二 第六十八条の九から第六十八条の十五の一までの規定の適用については、第六十八条の九第一項、第六十八条の十第二項、第六十八条の十一第二項、第六十八条の十二第二項、第六十八条の十三第一項及び第六十八条の十四第二項中「並びに第六十八条の十五の二」とあるのは、「第六十八条の十五の二並びに第六十八条の六十八」と、第六十八条の十五第六項中「並びに次条」とあるのは、「次条並びに第六十八条の六十八」と、第六十八条の十五の二第一項中「並びに前条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」とあるのは、「前条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに第六十八条の六十八」とする。

12・13 省略

(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除)

第六十八条の七十五 省略

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地等につき、一の事業で第六十五条の四第一項第一号から第三号まで、第六号から第十五号まで、第十八号又は第二十一号の買取りに係るもの用に供するため、これらの規定の買取りが二以上行われた場合において、これらの買取りが二以上の年にわたつて行われたときは、これらの買取りのうち、最初にこれらの規定の買取りが行われた年において行われたもの以外の買取りについて、前項の規定は、適用しない。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地等につき、一の事業で第六十五条の四第一項第一号から第三号まで、第六号から第十五号まで、第十八号又は第二十一号の買取りに係るもの用に供するため、これらの買取りが次の各号に掲げる法人に該当する連結法人から行われた場合には、当該各号に定める買取りについては、第一項の規定は、適用しない。

一・四 省略

4・5 省略

とする。

- 10 同上
11 同上

一 同上

二 第六十八条の九から第六十八条の十五までの規定の適用については、第六十八条の九第一項、第六十八条の十第二項、第六十八条の十一第二項、第六十八条の十二第二項及び第六十八条の十三第一項中「並びに第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」とあるのは、「第六十八条の十五第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに第六十八条の六十八」と、第六十八条の十五の二第一項中「並びに次条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項」とあるのは、「次条第六項から第八項まで、第十一項及び第十二項並びに第六十八条の六十八」と、第六十八条の十五第六項中「並びに前条第二項から第四項まで、第六項及び第七項並びに第六十八条の六十八」とする。

12・13 同上

(特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除)

第六十八条の七十五 同上

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地等につき、一の事業で第六十五条の四第一項第一号から第三号まで、第六号から第十四号まで、第十七号から第十九号まで又は第二十二号の買取りに係るもの用に供するため、これらの規定の買取りが二以上行われた場合において、これらの買取りが二以上の年にわたつて行われたときは、これらの買取りのうち、最初にこれらの規定の買取りが行われた年において行われたもの以外の買取りについては、前項の規定は、適用しない。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する土地等につき、一の事業で第六十五条の四第一項第一号から第三号まで、第六号から第十四号まで、第十七号から第十九号まで又は第二十二号の買取りに係るもの用に供するため、これらの買取りが次の各号に掲げる法人に該当する連結法人から行われた場合には、当該各号に定める買取りについては、第一項の規定は、適用しない。

一・四 同上

4・5 同上

(農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除)

第六十八条の七十六 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人である農地法第二条第七項に規定する農業生産法人の有する土地等が第六十五条の五第一項各号に掲げる場合（前条第一項（第六十五条の四第一項第一号又は第二十四号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合を除く。）に該当することとなつた場合において、当該農業生産法人が当該各号に該当することとなつた土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超えて、かつ、当該農業生産法人が当該連結事業年度のうち同一の年に属する期間中にその該当することとなつた土地等のいずれについても第六十八条の七八から第六十八条の八十まで又は第六十八条の八十二から第六十八条の八十五の二までの規定の適用を受けないときは、その超える部分の金額と八百万円（当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、若しくは損金の額に算入する金額（第六十五条の五第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのいづれか低い金額を当該譲渡の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2-4 省略

(特定の資産の買換えの場合の課税の特例)

第六十八条の七十八 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日まで（次の表の第十九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成十四年四月一日から平成十八年十二月三十一日まで）の期間（第九項において「対象期間」という。）内に、その有する資産（棚卸資産を除く。以下この款において同じ。）で同表の各号の上欄に掲げるもの（その譲渡につき第六十八条の六十九第一項の規定の適用がある土地等（土地又は土地の上に存する権利をいう。第六十八条の八十までにおいて

(農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除)

第六十八条の七十六 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人である農地法第二条第七項に規定する農業生産法人の有する土地等が第六十五条の五第一項各号に掲げる場合（前条第一項（第六十五条の四第一項第一号又は第二十五号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合を除く。）に該当することとなつた場合において、当該農業生産法人が当該各号に該当することとなつた土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超えて、かつ、当該農業生産法人が当該連結事業年度のうち同一の年に属する期間中にその該当することとなつた土地等のいずれについても第六十八条の七八から第六十八条の八十まで又は第六十八条の八十二から第六十八条の八十五の二までの規定の適用を受けないときは、その超える部分の金額と八百万円（当該譲渡の日の属する年における譲渡により取得した対価の額又は交換取得資産の価額につき、この項の規定により損金の額に算入した、若しくは損金の額に算入する金額（第六十五条の五第一項の規定により損金の額に算入した金額を含む。）があるときは、当該金額を控除した金額）とのいづれか低い金額を当該譲渡の日を含む連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2-4 同上

(特定の資産の買換えの場合の課税の特例)

第六十八条の七十八 同上

同じ。) を除く。以下この条において同じ。) の譲渡をした場合において、当該譲渡の日を含む連結事業年度において、当該各号の下欄に掲げる資産の取得をし、かつ、当該取得の日から一年以内に、当該取得をした資産(第四項及び第十二項並びに次条第十四項及び第十五項を除き、以下この条及び次条において「買換資産」という。)を当該各号の下欄に規定する地域内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用(同表の第二十一号の下欄に掲げる船舶については、その連結親法人又はその連結子法人の事業の用。第三項及び第九項において同じ。)に供したとき(当該連結事業年度において当該事業の用に供しなくなつたときは除く。)又は供する見込みであるとき(適格合併により当該買換資産を合併法人に移転する場合において当該合併法人が当該買換資産を当該適格合併により移転を受ける当該各号の下欄に規定する地域内にある事業の用(同表の第二十一号の下欄に掲げる船舶については、その移転を受ける事業の用)に供する見込みであるときその他の政令で定めるときを含む。第三項において同じ。)は、当該買換資産につき、当該連結事業年度終了の時において、その圧縮基礎取得価額に差益割合を乗じて計算した金額の百分の八十に相当する金額(以下この項及び第九項において「圧縮限度額」という。)の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法(当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剩余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。)により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

譲 渡 資 産	買 換 資 産
一〇十三 省略	省略
十四 次に掲げる区域(以下この号において「農用地区域等」という。)内にある土地等(当該連結親法人又はその連結子法人で、農業経営基盤強化促進法第二十三条第三項の認定に係る同条第七項に規定する土地等)	

譲 渡 資 産	買 換 資 産
一〇十三 同上	同上
十四 第六十五条の七第一項の表の二十三条に規定する勧告に係る協議調停若しくはあつせん若しくは当該あつせんに準ずる農業委員会のあつせんにより取得をする農用地区域等内にある土地等(当該連結親法人	同号の下欄に規定する地域内にある同欄に規定する資産

十五～二十一 省略	<p>定する特定農用地利用規程に定め る同条第四項の特定農業法人に該 当するものが譲渡する場合にあ つては、当該特定農用地利用規程 に定められた同条第二項第二号に 掲げる農用地利用改善事業の実施 区域外にある土地等で政令で定め るところにより譲渡をされるもの に限る。）又は当該土地等の譲渡 に伴い譲渡をされる果樹で当該土 地等に生立するもの</p> <p>イ 農業振興地域の整備に関する法律第八条第一項の農業振興地 域整備計画において同条第二項 第一号の農用地区域として定め られている区域</p> <p>ロ 沖縄県の区域のうち農業振興 地域の整備に関する法律第四条 第一項の農業振興地域整備基本 方針において農業振興地域とし て指定することを相当とする地 域として定められている地域（ イに規定する農業振興地域整備 計画が定められたものを除く。 ）内にある同法第三条の農用地 等の区域</p>
省略	<p>又はその連結子法人で、農業經營基盤強化促進法第二十三條第三項の認定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程に定める同条第四項の特定農業法人に該当するものが取 得をする場合にあつては、当該特定農用地利用規程に定められた同条第二項第二号に掲げる農用地利用改善事業の実施区域内にあるものに限る。 （以下この号において同じ。）当該土地等の当該取得若しくは第六十五条第一項第二号に規定する交換による取得に伴い農業委員会のあつせんにより取得をされる果樹で当該土地等に生立するもの、第六十五条の五第一項第二号に規定する農用地利 用集積計画の定めるところにより取 得をする農用地区域等内にある土地等、農業經營基盤強化促進法第二十七條の三第一項に規定する勧告に係 る協議により取得をする農用地区域等内にある土地等（当該連結親法人又はその連結子法人で、同条第二項に規定する特定農業法人に該当するものが取得をするものに限る。）又 は土地改良法第八十七条の二第一項の規定により国が行う同項第二号の事業により造成された埋立地若しくは干拓地の区域内にある土地等</p>

十五～二十一 同上	
同上	

(認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例)

第六十八条の八十四 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、民間都市開発の推進に関する特別措置法第十四条の三に規定する計画の認定（以下この項において「計画の認定」という。）がされた同法第十四条の二第一項に規定する事業用地適正化計画（同法第十四条の五第一項の認定がされたものを含むものとし、第六十五条の十三第一項に規定する政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項において「認定計画」という。）に係る計画の認定の日から平成十九年三月三十一日（同日前に当該認定計画につき同法第十四条の十一第一項の規定による計画の認定の取消しがあつた場合には、当該計画の認定の取消しの日）までの期間（次条第一項及び第四項において「指定期間」という。）内に、当該認定計画に定められた同法第十四条の二第三項に規定する事業用地（以下この項及び第八項において「認定事業用地」という。）の区域内に有する同条第五項第三号に規定する隣接土地又は当該隣接土地の上に存する権利（棚卸資産を除く。以下この条において「所有隣接土地等」という。）の次の各号に掲げる交換又は譲渡（当該認定計画に従つてするものに限る。）をしたときは、当該交換により取得した第一号の土地建物等又は当該譲渡に伴い譲り受けた第二号の土地建物等（以下この条において「交換取得資産等」という。）につき、当該事業年度終了の時において、当該交換取得資産等の取得価額から当該各号の所有隣接土地等（次項において「交換譲渡資産等」という。）の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額（以下この項及び第四項において「圧縮限度額」という。）の範囲内で当該交換取得資産等の帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2-10 省略

第二十節 削除

(認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例)

第六十八条の八十四 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、民間都市開発の推進に関する特別措置法第十四条の三に規定する計画の認定（以下この項において「計画の認定」という。）がされた同法第十四条の二第一項に規定する事業用地適正化計画（同法第十四条の五第一項の認定がされたものを含むものとし、第六十五条の十三第一項に規定する政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項において「認定計画」という。）に係る計画の認定の日から平成十七年三月三十一日（同日前に当該認定計画につき同法第十四条の十一第一項の規定による計画の認定の取消しがあつた場合には、当該計画の認定の取消しの日）までの期間（次条第一項及び第四項において「指定期間」という。）内に、当該認定計画に定められた同法第十四条の二第三項に規定する事業用地（以下この項及び第八項において「認定事業用地」という。）の区域内に有する同条第五項第三号に規定する隣接土地又は当該隣接土地の上に存する権利（棚卸資産を除く。以下この条において「所有隣接土地等」という。）の次の各号に掲げる交換又は譲渡（当該認定計画に従つてするものに限る。）をしたときは、当該交換により取得した第一号の土地建物等又は当該譲渡に伴い譲り受けた第二号の土地建物等（以下この条において「交換取得資産等」という。）につき、当該事業年度終了の時において、当該交換取得資産等の取得価額から当該各号の所有隣接土地等（次項において「交換譲渡資産等」という。）の譲渡直前の帳簿価額を控除した残額（以下この項及び第四項において「圧縮限度額」という。）の範囲内で当該交換取得資産等の帳簿価額を損金経理により減額し、又はその帳簿価額を減額することに代えてその圧縮限度額以下の金額を損金経理により引当金勘定に繰り入れる方法（当該連結親法人又はその連結子法人の確定した決算において利益又は剰余金の処分により積立金として積み立てる方法を含む。）により経理したときに限り、その減額し、又は経理した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2-10 同上

第二十節 連結法人の現物出資の場合の課税の特例

(共同で現物出資をした場合の課税の特例)

- 第六十八条の八十六** 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で産業活力再生特別措置法第五条第一項に規定する共同事業再編計画（同条第三項第四号に掲げる事項の記載があるものに限る。以下この項において同じ。）に係る同条第一項の認定（同法第五条の二第一項の認定を含む。以下この項において同じ。）を受けたもの（同法第十七条第一項の確認を受けたものに限る。以下この項において「共同事業再編法人」という。）が、産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律（平成十五年法律第二十六号）の施行の日から平成十七年三月三十一日までの間に、当該認定に係る他の共同事業再編法人と共にして当該共同事業再編計画に従つて新たに法人（その発行済株式の総数又は出資金額の全部が当該共同事業再編計画に係る当該共同事業再編法人及び当該他の共同事業再編法人により保有される会社に限る。以下この項において「共同新設会社」という。）を設立するためその有する金銭以外の資産の出資（当該設立のための出資により当該共同事業再編法人が当該共同新設会社の発行済株式の総数又は出資金額の百分の二十以上の株式の数又は出資の金額を保有するものであることその他政令で定める要件を満たすものに限る。以下この項において「特定共同出資」という。）をした場合において、当該特定共同出資により取得した株式又は出資（第六十八条の四十三第一項又は第八項の規定の適用を受けるものを除く。）を取得した連結事業年度において、当該特定共同出資により生じた差益金の額として政令で定める金額の範囲内でその帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。
- 2** 前項の規定は、連結確定申告書等に同項に規定する減額した金額に相当する金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該連結確定申告書等に財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。
- 3** 税務署長は、前項の記載又は添付がない連結確定申告書等の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び財務省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。
- 4** 第一項の規定の適用を受けた同項に規定する特定共同出資については、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第六十二条の四第一項の規定は、適用しない。
- 5** 第一項の規定の適用を受けた同項に規定する株式又は出資について法人税に関

する法令の規定を適用する場合には、同項の規定により各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入された金額は、当該株式又は出資の取得価額に算入しない。

6 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定により損金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他第一項の規定の適用に関し必要な事項は政令で定める。

第二十四節 連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例

第一款 連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例

(連結法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入)

第六十八条の九十 次に掲げる連結法人に係る外国関係会社のうち、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対しても課される税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国関係会社に該当するもの（以下この款において「特定外国子会社等」という。）が、各事業年度において、その未処分所得の金額から留保したものとして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び利益の配当又は剰余金の分配の額に関する調整を加えた金額（以下この条において「適用対象留保金額」という。）を有する場合にあつては、その適用対象留保金額のうちその連結法人の有する当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等に對応するものとしてその株式等（株式又は出資をいう。以下この項において同じ。）の第六十六条の六第一項に規定する請求権の内容を勘案して政令で定めるところにより計算した金額（以下この款において「個別課税対象留保金額」という。）に相当する金額は、その連結法人の収益の額とみなして当該各事業年度終了日の翌日から二月を経過する日を含むその連結法人の各連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 その有する外国関係会社の直接及び間接保有の株式等（請求権のない株式等（第六十六条の六第一項第一号に規定する請求権のない株式等をいう。以下この

発行済株式の総数又は出資金額（請求権のない株式等及び当該外国関係会社が

の号において同じ。)に係るものと除く。次号において同じ。)の当該外国関係会社の発行済株式の総数又は出資金額(請求権のない株式等及び当該外国関

係会社が有する自己の株式等を除く。次号において「発行済株式等」という。)のうちに占める割合が百分の五以上である連結法人

二 省略

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 省略

二 未処分所得の金額 特定外国子会社等の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額を基礎として政令で定めるところにより当該各事業年度開始の日前七年以内に開始した各事業年度において生じた欠損の金額に係る調整を加えた金額をいう。

三・四 省略

3 第一項各号に掲げる連結法人に係る特定外国子会社等(株式)(出資を含む。)

若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの(これらの権利に関する使用権を含む。)若しくは著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずるもの)の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。)がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を行つているものである場合(次項において「固定施設を有するものである場合」という。)における第一項の規定の適用については、同項中「調整を加えた金額」とあるのは、「調整を加えた金額から当該特定外国子会社等の事業に従事する者の人件費として政令で定める費用の額の百分の十に相当する金額を控除した金額」とする。

4 第一項及び前項の規定は、第一項各号に掲げる連結法人に係る前項に規定する

特定外国子会社等がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において固定施設を有するものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合に該当するときは、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、適用しない。

二 同上

一 同上

二 未処分所得の金額 特定外国子会社等の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額を基礎として政令で定めるところにより当該各事業年度開始の日前五年以内に開始した各事業年度において生じた欠損の金額に係る調整を加えた金額をいう。

三・四 同上

3

第一項の規定は、同項各号に掲げる連結法人に係る特定外国子会社等(株式)(

出資を含む。)若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの(当該権利に関する使用権を含む。)若しくは著作権(出版権及び著作隣接権その他これに準ずるもの)の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。)がその本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において、その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、

、その事業の管理、支配及び運営を自ら行つてゐるものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合に該当するときは、当該特定外国子会社等のそ
の該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、適用しない。

一 省略

二 前号に掲げる事業以外の事業、その事業を主として本店又は主たる事務所の所在する国又は地域（当該国又は地域に係る水域で第六十六条の六第四項第二号に規定する政令で定めるものを含む。）において行つてゐる場合として政令で定める場合

5| 省略

第六十八条の九十一 前条第一項各号に掲げる連結法人が同項の規定の適用を受け場合には、当該連結法人に係る特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。次項において同じ。）の額のうち当該特定外国子会社等の個別課税対象留保金額に対応するもの（当該個別課税対象留保金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該連結法人が納付する個別控除対象外国法人税の額（同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額をいう。以下この款において同じ。）とみなして、同法第八十一条の十五第一項から第七項まで、第十項及び第十五項から第十七項までの規定を適用する。この場合において、同条第十項中「うち第八項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額」とあるのは「うち第八項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額」とあるのは「うち第八項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額及び租税特別措置法第六十八条の九十一第一項（連結法人における特定外国子会社等の個別課税対象留保金額に係る外国税額の控除）に規定する特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の額のうち同項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額」と、「うち同条第八項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額」とあるのは「うち同条第八項の規定

5| 同上

二 前号に掲げる事業以外の事業、その事業を主として本店又は主たる事務所の所在する国又は地域（当該国又は地域に係る水域で第六十六条の六第三項第二号に規定する政令で定めるものを含む。）において行つてゐる場合として政令で定める場合

4| 同上

第六十八条の九十一 前条第一項各号に掲げる連結法人が同項の規定の適用を受け場合には、当該連結法人に係る特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。次項において同じ。）の額のうち当該特定外国子会社等の個別課税対象留保金額に対応するもの（当該個別課税対象留保金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該連結法人が納付する個別控除対象外国法人税の額（同法第八十一条の十五第一項に規定する個別控除対象外国法人税の額をいう。以下この節において同じ。）とみなして、同法第八十一条の十五第一項から第七項まで、第十項及び第十五項から第十七項までの規定を適用する。この場合において、同条第十項中「うち第八項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額」とあるのは「うち第八項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額」とあるのは「うち第八項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額及び租税特別措置法第六十八条の九十一第一項（連結法人における特定外国子会社等の個別課税対象留保金額に係る外国税額の控除）に規定する特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の額のうち同項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額」と、「うち同条第八項の規定により当該連結法人が納付するものとみなされる部分の金額」とあるのは「うち同条第八項の規定